

# DWI Court、RISE プロジェクト

松村 良之

(明治大学研究・知財戦略機構)

キーワード：修復的司法、課題解決型裁判所、飲酒運転

現在世界的に進行している一般人の裁判参加（陪審員、裁判員、被害者その他さまざまな形態での）という文脈で見たとき、コミュニティとか、被害者とか、加害者の家族、友人がかかわる裁判プロセスである修復的司法とかコミュニティ司法は、責任の有無と程度の判断において、一般人のそれが強く反映することになるであろう。また、一般人が制度的には参加しない裁判（たとえば、以下に述べられる DWI Court）であっても、それがヴェーバーの言う形式的で合理的な裁判とは隔たったものであれば、一般人の持つ責任判断枠組みへの引照が明示的にあるいは少なくとも黙示的には行われるかもしれない。

このような目で見るとき、以下に述べる米国の DWI Court(DWI=Drunk-Driving While Intoxicated)を紹介し、さらに付随的に、オーストラリアキャンベラ特別地区の修復的司法の評価に関する RISE プロジェクトを紹介することは、本学術領域にとって重要であるし、また、筆者が属する「責任概念の素朴理解と非難を規定する心理過程の解明と法的概念の教育方法の考察」班にとっても意味のあることであろう。

## 1. DWI Court について

### (1) 課題解決型裁判所

筆者は、2013年1月2日から1月6日にかけて、Charlotte, NC の DWI Court と Alexandria, VA の National Center for DWI Court を訪問し、ヒヤリングを行った。この報告原稿はそこでの配付資料とヒヤリングに基づいている。

2013年1月11日に行われた「法と人間科学：新学術領域シンポジウム」において指宿信教授から、治療的司法についての報告があった。そこでは、米国において、1980年代から新しい司法観として治療的司法というアイデアと実践が広がっ

ていること、社会的に実践されているそのような裁判所は課題解決型裁判所(problem solving court)あるいは、治療型裁判所(treatment court)と呼ばれていること、その中の代表例としてドラッグ・コート（全米で2,600以上）があることが述べられた。本報告原稿で述べる DWI Court はそのドラッグ・コートの系列に属するものである。

### (2) ドラッグ・コートから DWI Court へ

ドラッグ・コートは1989年にフロリダ州で始められ、指宿報告にあったように現在2,600以上に及ぶが、DWI Court はそこから分化したものである。2011年現在で、DWIに特化したものが192、DWI Hybrid が406あるとされる（立地は非都市部が多いがそれは都市部においてはもっと深刻な、人々が関心を持つ犯罪---殺人、強姦 etc.---が多いからだとされる）。つまり、飲酒運転者の少なからざる部分は薬物依存と同様にアルコール依存であり、そのような運転者は通常の刑事司法によって対応できないという認識から出発しているのである。そして、飲酒運転対策については、交通関係の団体からの資金的サポートが期待でき（たとえばNHTSA=National Highway Traffic Safety Administration）、それゆえ、ドラッグ・コートから分化したのである。なお、米国においては公的機関の資金的サポートは重要であり、同種の裁判所である Veterans' Court も、ドラッグ・コートから分化したものである（退役軍人には薬物で問題となる者の割合が多い。そして、軍事関連予算による資金的援助が期待できる）。

### (3) DWI Court の概要

米国では2010年でも、アルコール関連交通事故死者が10,000をこえ、飲酒運転による逮捕者は143万人に及んでいる。このような運転者を通常の刑事司法手続きで罰し、たとえ重罰を科した

としても飲酒運転は減らないであろう。アルコール依存症は脳に変化をもたらしており、それを刑罰によって改善することはできない。ある程度時間をかけた矯正の処遇によってのみ改善が可能なのである。飲酒運転に対する厳しい措置を要求してきた団体である MADD(Mothers Against Drunk Driving)も、現在ではこのような立場なのである。もっとも、DWI Court が diversion (刑罰に代える何らかの措置。そこでは有罪の宣告に至らない)ではなく、post-conviction における処遇(有罪を前提とし、処遇の内容を変える)となっているのは、MADD が完全な diversion に反対したからだと言われる。

#### (4) DWI Court の手続き

DWI Court の手続きでは対審構造は取られない。DWI Court では裁判官も行刑に関わることになる。そして、DWI Court の法執行には、裁判官、検察官、弁護人の他、プロベーションオフィサー、薬物治療の専門家その他、裁判所外の組織が動員される。そこでは学校、職業訓練のための公的組織なども更正に向けての資源として利用される。そのことが、緊密なコミュニティとの結びつきという言葉で表現されることの内容である。また、必要的遵守事項のモニタリングのために、頻繁なアルコール検査、緊密なコミュニティ監督、裁判官のフォローアップのためのヒヤリングなどが組み込まれている。

#### (5) DWI Court の効果

DWI Court についてはいくつかの大規模な評価研究がなされている(Michigan DUI Courts Outcome Evaluation: Final Report, Michigan Supreme Court State Court Administrative Office, 2008、An Evaluation of the Three Georgia DUI Court, National Highway Traffic Safety Administration, 2011 など。なお、DUIとは Driving-Under-influence の意味であり、DWI Court と同じである)。統計的データにより、余命分析(Event Analysis)の手法を用いて、再犯可能性および再犯に至る期間が評価されているが、DWI Court は一定の効果があるとされている

(DWI Court の維持に関わるコスト以上の、飲酒運転が生じないことによる社会的利得を生み出している)。

## 2. RISE Project について

次に、オーストラリアの首都特別区(キャンベラ)で採用された飲酒運転に対する Diversion の試みについての大規模な政策実験である RISE プロジェクトについて報告する。依拠する文献は、Tyler, T. et al., Reintegrative Shaming, Procedural Justice, and Recidivism: The Engagement of Offenders' Psychological Mechanisms in the Canberra RISE Drinking-and-Driving Experiment, Law and Society Review 41(3):553-586 (著者の Tyler が手続的公正の心理学の主導者であることに注意してほしい) ; Strang, H. et al., Experiment in Restorative Policing: A Program Report on the Canberra Reintegrative Shaming Experiment(RISE), Australian National University, 1999 (なお、共著者に修復的司法の主導者の一人である J. Braithwaite が名を連ねている) ; Strang, H. et al., Experiment in Restorative Policing: Final Report on the Canberra Reintegrative Shaming Experiment(RISE), Australian National University, 2011 (この最終レポートの共著者からは、Braithwaite は外れている)。

#### (1) オーストラリア首都特別区の新制度

いま述べたように、RISE Project とは Reintegrative Shaming Experiment のことであり、この名称からもオーストラリア首都特別区が導入した制度が J. Braithwaite の恥付けと再統合のモデルに依拠していることがわかる。RISE はオーストラリア首都特別区で 1995 年から始まったプロジェクト(政策実験、社会実験)であるが、オーストラリア首都特別区では 1994 年に少年裁判所への送致に代わるカンファレンスと呼ばれる制度が導入された。これは歴史的には先住民族であるマオリ族が実践してきた紛争解決手法である FGC(Family Group Conference)にちなむものである。さらにオーストラリア首都特別区では 2005 年に正式に Restorative Justice Act が施行された。

#### (2) RISE Project

RISE Project とは、常習犯に対する diversion としての RJ(=Restorative Justice) Conference

の再犯防止の効果についての評価研究である。対象となった非行は成人飲酒運転、少年財産犯、少年万引き、若者の暴力であるが、ここでは飲酒運転のみを取り上げる。

次に、実験手続を述べる。

(i)飲酒運転で逮捕された運転者を RJ カンファレンスと通常刑事手続きにランダムに割り当てる。再犯のウムは、処分後2年間の刑事事件記録と自己申告で測定される。

(ii)被験者は 1995-97 年に飲酒運転で逮捕された運転者である。

(iii)通常は、BAC（血中アルコール濃度）が一定以上だと、自動的に起訴され、免許の停止、罰金、氏名の公表などで終わる。なお、名前の公表は、まさに Braithwaite が言うところの *stigmatic shaming* に他ならない。

(iv)RJ カンファレンスの場合は、5 人のサポーターが出席する。運転者が RJ カンファレンスの要求に従っている限り起訴されない。記録にも載らず、氏名の公表もない。サポーターは運転者の家族、友人などが予定される。飲酒運転者と直接には関係のないコミュニティの代表も出席することがある（86%のカンファレンスで出席あり）。

RJ カンファレンスは通常、非行者がコミュニティへの害悪を償う努力をする合意で終了する（内容は寄付とかコミュニティの組織で働くとかである）。警察が、運転者が約束を守るかどうか監視する。

(v)飲酒運転の場合被害者がいないのであるから、被害者と加害者の和解を修復的司法の必須要素であると考えれば、修復的司法ではなく単なるコミュニティ司法ということになる。修復的司法の分類では RJ カンファレンスは RB(Reparative Board、補償委員会)であろう。被害者の参加を必ずしも必要としないために薬物やアルコール犯罪にも用いられるとされるが、修復的司法の純粹モデルを主張する人々は、RB を修復的司法に含めることには批判的である。

次に結果について述べる。自己申告でも警察記録でも、RJ カンファレンスは直接の効果は見いだせなかった。他方、RJ Conference が手続的公正 procedural justice（後に研究に関わる Tyler の一連の社会心理学的研究の基本的コンセプト）

と reintegrative shaming (Braithwaite の修復的司法における基本的コンセプト) を引き起こした場合、つまり、このような心理的プロセスを生じさせた場合には効果がある。

Tyler は RJ カンファレンスと手続的公正の概念を結びつける。つまりここでは、手続的公正の議論は対審構造、当事者主義の話とはと切り離され、当事者を集団のメンバーとして正当に遇するということに焦点が当てられている。

### (付録) Web 調査の結果について

筆者は 2012 年の 3 月に Web 調査を行った。誌面に余裕があるのでその概要をここに記しておく。

#### 1. 調査のデザイン

(i) 実験計画法（シナリオ実験）による

実験計画 4×2、サンプル数 各セル 100

第1要因 水準4 統制群、飲酒文化群、上司命令群、飲酒以外群（前方不注意）

第2要因 水準2 傷害群 死亡事故群

(ii) シナリオ（例：上司命令群）

Aは会社員で、自動車通勤しています。ある日会社が終わった後、飲み会をすることになり、Aは上司Gから「おまえは、新入社員だから送り迎え係だ。多少飲んだって、運転なんかできるのだから、帰りは近所の俺らを送っていけ」と言われました。そして、会社から遠くない店に飲みに行き、1～2時間お酒を飲み、食事をして、夜9時頃自分で自動車を運転して上司G、同僚を送り届け、自分の家に向かいました。Aは、最初は飲むのはいやだったのですが、上司Gが強く飲むことをすすめるので、すすめられるままに飲んでしまったのです。

Aは多少酔っぱらっていましたが、普通に運転していました。Aの車が自宅近くにさしかかったあたりで、Aは道路を横断しようとしていたBに気づくのが遅れて、あわてて急ブレーキをかけましたが、間に合わずにBをひいてしまいました。Bは、全治1ヶ月のけがを負いました。

(iii) 設問（例）

3.Bの被害に対してAには責任がある。

4.Aの行為は許し難い

5.Aに怒りを感じる

6.このような結果になったのはAが悪いからだ

7.Aの行為は悪質だ

8.Aは運が悪かった

\*\*\*なお、上司命令群は、会社と上司の責任 etc. についても、飲酒文化群は、会社と同僚の責任 etc. についても、尋ねている。

\*\*\*設問は9件尺度

## 2. 知見の要約（表は省略）

(i) 第1要因の4群の分散分析では、非飲酒群が他群と大きく異なる。

(ii) 設問によっては、上司命令群と統制群、飲酒文化群識別されている設問がある（問7 A Aに怒りを感じる 問8 A このような結果になったのはAが悪いからだ 問9 A Aの行為は悪質だ）。上司命令群ではA（直接加害者）への非難の度合い、悪質度が低くなっている。

(iii) 飲酒文化群と上司命令群では、上司または同僚の責任、会社自体の責任を尋ねているが、同僚より上司の責任が大きい。ただし、会社の責任については、傷害と死亡でパターンが異なるものがある。死亡事故の場合は、飲酒文化群の方が上司命令群より会社の責任が小さいが、傷害事故の場合は、会社の責任は上司の命令でも、飲酒文化でも同程度に重い。この点をどう解釈すべきかであるが、軽い事故なら本来あまり責任のないところに責任を求めてもまあいいが、深刻事故になるとそうはいかないということであろうか。なお、筆者と同じ班の膳場准教授のコメントによれば、アメリカ、シンガポールの比較調査では結果が深刻な場合、アメリカでは責任が個人に特定し、シンガポールでは拡散的というデータあるとされる。